

令和5年松原市議会第1回定例会付議事件

- | | | |
|--------|-------------------------------------|----|
| 議案第1号 | 令和4年度松原市一般会計補正予算（第10号） | |
| 議案第2号 | 令和4年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第4号） | |
| 議案第3号 | 令和4年度松原市介護保険特別会計補正予算（第2号） | |
| 議案第4号 | 令和5年度松原市一般会計予算 | 別冊 |
| 議案第5号 | 令和5年度松原市国民健康保険特別会計予算 | |
| 議案第6号 | 令和5年度松原市水道事業会計予算 | |
| 議案第7号 | 令和5年度松原市下水道事業会計予算 | |
| 議案第8号 | 令和5年度松原市介護保険特別会計予算 | |
| 議案第9号 | 令和5年度松原市後期高齢者医療特別会計予算 | |
| 議案第10号 | 令和5年度丹南財産区特別会計予算 | |
| 議案第11号 | 令和5年度若林財産区特別会計予算 | |
| 議案第12号 | 令和5年度岡財産区特別会計予算 | |
| 議案第13号 | 令和5年度大堀財産区特別会計予算 | |
| 議案第14号 | 令和5年度小川財産区特別会計予算 | |
| 議案第15号 | 令和5年度一津屋財産区特別会計予算 | |
| 議案第16号 | 令和5年度別所財産区特別会計予算 | |
| 議案第17号 | 令和5年度田井城財産区特別会計予算 | |
| 議案第18号 | 松原市個人情報保護に関する法律施行条例制定について | |
| 議案第19号 | 松原市犯罪被害者等支援条例制定について | |
| 議案第20号 | 松原市財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について | |
| 議案第21号 | 松原市まち・ひと・しごと創生基金条例制定について | |
| 議案第22号 | 松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について | |
| 議案第23号 | ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について | |
| 議案第24号 | 松原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について | |

- 議案第25号 子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第26号 松原市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第27号 重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第28号 松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第29号 松原市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第30号 市道路線の認定及び廃止について

令和4年度

松原市一般会計補正予算

(第10号)

議案第 1 号

令和 4 年度松原市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 4 年度松原市の一般会計の補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8 4, 4 4 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 0, 0 6 6, 2 9 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

松原市長 澤井 宏文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
14. 国 庫 支 出 金		千円 13,810,836	千円 92,229	千円 13,903,065
	1. 国 庫 負 担 金	10,299,048	92,229	10,391,277
15. 府 支 出 金		4,043,016	16,250	4,059,266
	1. 府 負 担 金	3,085,227	16,250	3,101,477
19. 諸 収 入		925,294	175,967	1,101,261
	5. 雑 入	863,240	175,967	1,039,207
歳 入	合 計	49,781,853	284,446	50,066,299

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 民生費		千円 27,363,585	千円 198,550	千円 27,562,135
	1. 社会福祉費	11,079,624	98,550	11,178,174
	5. 国民健康保険費	1,475,748	100,000	1,575,748
4. 衛生費		3,999,975	85,896	4,085,871
	1. 保健衛生費	2,081,104	85,896	2,167,000
歳出	合計	49,781,853	284,446	50,066,299

第 2 表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
6. 土木費	2. 道路橋りょう費	天美駅前西線道路改良事業	千円 27,190
		上田66号線道路改良事業	3,200

令和4年度

松原市一般会計補正予算に関する説明書

(第10号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市 税	14,365,232 <small>千円</small>		14,365,232 <small>千円</small>
2. 地 方 譲 与 税	190,000		190,000
3. 利 子 割 交 付 金	15,000		15,000
4. 配 当 割 交 付 金	99,000		99,000
5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	95,000		95,000
6. 法 人 事 業 税 交 付 金	207,000		207,000
7. 地 方 消 費 税 交 付 金	2,590,000		2,590,000
8. 環 境 性 能 割 交 付 金	37,000		37,000
9. 地 方 特 例 交 付 金	100,500		100,500
10. 地 方 交 付 税	8,688,000		8,688,000
11. 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	19,000		19,000
12. 分 担 金 及 び 負 担 金	232,168		232,168
13. 使 用 料 及 び 手 数 料	506,670		506,670
14. 国 庫 支 出 金	13,810,836	92,229	13,903,065
15. 府 支 出 金	4,043,016	16,250	4,059,266
16. 財 産 収 入	347,559		347,559
17. 寄 附 金	137,970		137,970
18. 繰 入 金	695,764		695,764

款	補正前の額	補正額	計
19. 諸 収 入	925,294 ^{千円}	175,967 ^{千円}	1,101,261 ^{千円}
20. 市 債	1,667,600		1,667,600
21. 繰 越 金	1,009,244		1,009,244
歳 入 合 計	49,781,853	284,446	50,066,299

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1. 議 会 費	339,780		339,780				
2. 総 務 費	4,329,022		4,329,022				
3. 民 生 費	27,363,585	198,550	27,562,135	48,750			149,800
4. 衛 生 費	3,999,975	85,896	4,085,871				85,896
5. 産 業 経 済 費	1,316,693		1,316,693				
6. 土 木 費	2,923,314		2,923,314				
7. 消 防 費	1,344,977		1,344,977				
8. 教 育 費	4,106,814		4,106,814				
9. 公 債 費	3,982,693		3,982,693				
10. 予 備 費	75,000		75,000				
歳 出 合 計	49,781,853	284,446	50,066,299	48,750			235,696

2. 歳 入

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 民 生 費 国庫負担金	千円 9,701,947	千円 32,500	千円 9,734,447	1. 社会福祉費 負 担 金	千円 32,500	障害者自立支援給付費
2. 衛 生 費 国庫負担金	401,174	59,729	460,903	1. 保健衛生費 負 担 金	59,729	新型コロナウイルスワクチン接種事業
計	10,299,048	92,229	10,391,277			

(款) 15. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 府負担金	千円 2,938,745	千円 16,250	千円 2,954,995	1. 社会福祉費 負担金	千円 16,250	障害者自立支援給付費 千円
計	3,085,227	16,250	3,101,477			

(款) 15. 府支出金

(款) 19. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 雑入	千円 863,217	千円 175,967	千円 1,039,184	1. 雑入	千円 175,967	雑入 千円
計	863,240	175,967	1,039,207			

3. 歳 出

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
9. 介護保険費	千円 2,011,599	千円 33,550	千円 2,045,149	千円	千円	千円	千円 33,550	27. 繰出金	千円 33,550	千円 他会計繰出金	千円 介護保険特別会計繰出金 33,550
11. 障害者 自立支援費	3,841,762	65,000	3,906,762	48,750			16,250	19. 扶助費	65,000		訓練等給付事業 65,000
計	11,079,624	98,550	11,178,174	48,750			49,800				

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(款) 3. 民生費

(項) 5. 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 国民健康 保険費	千円 1,475,748	千円 100,000	千円 1,575,748	千円	千円	千円	千円 100,000	27. 繰出金	千円 100,000	千円 他会計繰出金 国民健康保険特別会計繰出金 100,000	
計	1,475,748	100,000	1,575,748				100,000				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

2. 予 防 費	1,479,364	85,896	1,565,260				85,896	22. 償還金、 利子及び 割引料	85,896	償還金	新型コロナウイルスワクチン 接種事業 85,896
計	2,081,104	85,896	2,167,000				85,896				

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

令和4年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)

令和 4 年度松原市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 4 年度松原市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 27 日 提出

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		千円 1,475,748	千円 100,000	千円 1,575,748
	1. 他会計繰入金	1,475,748	100,000	1,575,748
5. 諸収入		1,425,831	△100,000	1,325,831
	3. 雑入	1,424,971	△100,000	1,324,971
歳入合計		15,889,953		15,889,953

令和 4 年度

松原市国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 4 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険料	2,606,193 ^{千円}		2,606,193 ^{千円}
2. 一部負担金	10		10
3. 府支出金	10,382,171		10,382,171
4. 繰入金	1,475,748	100,000	1,575,748
5. 諸収入	1,425,831	△100,000	1,325,831
歳入合計	15,889,953		15,889,953

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 総務費	千円 254,292	千円	千円 254,292	千円	千円	千円	千円
2. 保険給付費	10,154,760		10,154,760				
3. 国民健康保険金 事業費納付金	3,841,856		3,841,856				
4. 保健事業費	132,435		132,435				
5. 公債費	8,667		8,667				
6. 諸支出金	1,397,943		1,397,943				
7. 予備費	100,000		100,000				
歳出合計	15,889,953		15,889,953				

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 一般会計繰入金	千円 1,475,748	千円 100,000	千円 1,575,748	1. 一般会計繰入金	千円 100,000	千円
計	1,475,748	100,000	1,575,748			

(款) 4. 繰入金

(款) 5. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 雑入	千円 1,398,871	千円 △100,000	千円 1,298,871	1. 雑入	千円 △100,000	千円
計	1,424,971	△100,000	1,324,971			

令和4年度

松原市介護保険特別会計補正予算

(第2号)

令和 4 年度松原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 4 年度松原市の介護保険特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 8, 4 0 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 3, 4 2 6, 2 8 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 2 7 日 提出

松原市長 澤 井 宏 文

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 国 庫 支 出 金		千円 3, 209, 612	千円 53, 681	千円 3, 263, 293
	1. 国 庫 負 担 金	2, 243, 528	53, 681	2, 297, 209
3. 支 払 基 金 交 付 金		3, 411, 053	72, 470	3, 483, 523
	1. 支 払 基 金 交 付 金	3, 411, 053	72, 470	3, 483, 523
4. 府 支 出 金		1, 807, 254	33, 550	1, 840, 804
	1. 府 負 担 金	1, 728, 443	33, 550	1, 761, 993
6. 繰 入 金		2, 247, 751	33, 550	2, 281, 301
	1. 他 会 計 繰 入 金	2, 011, 599	33, 550	2, 045, 149
7. 諸 収 入		1, 705	75, 155	76, 860
	3. 雑 入	1, 205	75, 155	76, 360
歳 入	合 計	13, 157, 874	268, 406	13, 426, 280

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 保険給付費		千円 12,222,148	千円 268,406	千円 12,490,554
	1. 介護サービス等諸費	11,285,170	268,406	11,553,576
歳 出	合 計	13,157,874	268,406	13,426,280

令和4年度

松原市介護保険特別会計補正予算に関する説明書

(第 2 号)

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	2,375,369 <small>千円</small>		2,375,369 <small>千円</small>
2. 国庫支出金	3,209,612	53,681	3,263,293
3. 支払基金交付金	3,411,053	72,470	3,483,523
4. 府支出金	1,807,254	33,550	1,840,804
5. 財産収入	165		165
6. 繰入金	2,247,751	33,550	2,281,301
7. 諸収入	1,705	75,155	76,860
8. 繰越金	104,965		104,965
歳入合計	13,157,874	268,406	13,426,280

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1.総務費	千円 230,416	千円	千円 230,416	千円	千円	千円	千円
2.保険給付費	12,222,148	268,406	12,490,554	87,231		72,470	108,705
3.地域支援事業費	553,972		553,972				
4.基金積立金	16,502		16,502				
5.公債費	3,349		3,349				
6.諸支出金	101,487		101,487				
7.予備費	30,000		30,000				
歳出合計	13,157,874	268,406	13,426,280	87,231		72,470	108,705

2. 歳 入

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1. 介護給付費負担金	千円 2,243,528	千円 53,681	千円 2,297,209	1. 現年度分	千円 53,681	千円 介護給付費負担金
計	2,243,528	53,681	2,297,209			

(款) 3. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費交付金	千円 3,299,791	千円 72,470	千円 3,372,261	1. 現年度分	千円 72,470	介護給付費交付金 千円
計	3,411,053	72,470	3,483,523			

(款) 3. 支払基金交付金

(款) 4. 府支出金

(項) 1. 府負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 介護給付費負担金	千円 1,728,443	千円 33,550	千円 1,761,993	1. 現年度分	千円 33,550	介護給付費負担金 千円
計	1,728,443	33,550	1,761,993			

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 2,011,599	千円 33,550	千円 2,045,149	1. 一般会計繰入金	千円 33,550	千円
計	2,011,599	33,550	2,045,149			

(款) 6. 繰入金

(款) 7. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3. 雑入	千円 505	千円 75,155	千円 75,660	1. 雑入	千円 75,155	千円
計	1,205	75,155	76,360			

3. 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分			金額
				国府支出金	地方債	その他					
1. 居宅介護サービス給付費	千円 6,074,231	千円 322,667	千円 6,396,898	千円 104,866	千円	千円 87,120	千円 130,681	18. 負担金、補助及び交付金	千円 322,667	千円 負担金	千円 居宅介護サービス給付費事業 322,667
2. 地域密着型介護サービス給付費	1,037,100	△40,000	997,100	△13,000		△10,800	△16,200	18. 負担金、補助及び交付金	△40,000	負担金	地域密着型介護サービス給付費事業 △40,000
3. 施設介護サービス給付費	3,414,224	△50,000	3,364,224	△16,250		△13,500	△20,250	18. 負担金、補助及び交付金	△50,000	負担金	施設介護サービス給付費事業 △50,000
6. 居宅介護サービス計画給付費	710,000	35,739	745,739	11,615		9,650	14,474	18. 負担金、補助及び交付金	35,739	負担金	居宅介護サービス計画給付費事業 35,739
計	11,285,170	268,406	11,553,576	87,231		72,470	108,705				

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

議案第4号から議案第17号まで

別

冊

議案第18号

松原市個人情報の保護に関する法律施行条例制定について

松原市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業の管理者の権限を行う市長、消防長及び財産区をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求に係る手数料及び費用負担)

第3条 法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は、無料とする。

2 法第87条第1項本文の規定による保有個人情報の写しの交付（写しの作成及び送付をいう。）に要する費用は、開示請求者の負担とする。

(開示請求の手続)

第4条 開示請求書は、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載の上、実施機関ごとに提出しなければならない。

(訂正請求の手続)

第5条 訂正請求書は、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載の上、実施機関ごとに提出しなければならない。

(利用停止請求の手続)

第6条 利用停止請求書は、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、市長が定める事項を記載の上、実施機関ごとに提出しなければならない。

(運用状況の公表)

第7条 市長は、毎年1回、法及びこの条例の運用状況について公表するものとする。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

2 松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）は、廃止する。

(松原市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止

- 前の松原市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第7条に規定する者に該当する者は、その業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例により負う。
- 4 施行日前に旧条例第11条、第19条又は第22条の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第5号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例により取り扱う。
 - 5 施行日前に旧条例第7条に規定する者に該当する者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第34条に規定する保有個人情報ファイルを施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。
 - 6 前項に規定する者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
 - 7 旧実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画及び電磁的記録を施行日以後に収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。
 - 8 前3項の規定は、松原市外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。
 - 9 偽りその他不正の手段により、施行日前において旧条例第11条の規定による開示請求を行い、施行日以後に旧条例第17条の規定による開示決定に基づく旧保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処する。
 - 10 施行日前にした行為に対する罰則及び過料の適用については、なお従前の例による。
（松原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）
 - 11 松原市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成11年条例第23号）の一部を次のように改正する。
第1条中「及び松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第27条」を削る。
第2条第1号中「松原市個人情報保護条例第27条」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条」に改め、同条第2号中「及び個人情報保護制度」を削る。
第11条中「条例」を「法律」に改める。
（松原市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正に伴う経過措置）
 - 12 第2項の規定により松原市個人情報保護条例を廃止する際現に前項の規定による改正前の松原市情報公開・個人情報保護審査会条例第2条第2号に規

定する個人情報保護制度に関する重要事項のうち、第4項に規定する事項に関する審議が未了の場合において、施行日以後も引き続き松原市情報公開・個人情報保護審査会で審議を行う必要があるときは、施行日以後も、なお従前の例により、同審査会で審議を継続することができる。

(松原市まつばらテラス(輝)条例の一部改正)

- 1 3 松原市まつばらテラス(輝)条例(平成28年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「松原市個人情報保護条例(平成11年条例第22号)第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得した」に改める。

(松原市暴力団排除条例の一部改正)

- 1 4 松原市暴力団排除条例(平成24年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「収集」を「取得」に改め、同条第1項中「松原市個人情報保護条例(平成11年条例第22号)第2条第1号に規定する実施機関(以下「実施機関」という。)」を「市の機関」に、「実施機関」を「市の機関」に、「松原市個人情報保護条例第2条第2号」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項」に、「収集する」を「取得する」に改め、同条第2項中「実施機関」を「市の機関」に、「収集した」を「取得した」に改める。

(松原市図書館条例の一部改正)

- 1 5 松原市図書館条例(昭和52年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「松原市個人情報保護条例(平成11年条例第22号)第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。)であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得した」に改める。

(松原市民プール条例の一部改正)

- 1 6 松原市民プール条例(昭和61年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条第4項及び第6項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。

第13条第3号中「第3条第3項」を「第3条第2項」に改める。

第14条第1項中「第3条第3項」を「第3条第2項」に、「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「第3条第3項」を「第3条第2項」に、「収集した」を「取得した」に改める。

第16条第1項及び第2項中「第3条第2項」を「第3条第1項」に改める。

（松原市民道夢館条例の一部改正）

17 松原市民道夢館条例（平成10年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条第2項」を「次条第1項」に改める。

第10条第5項及び第7項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

第19条第3号中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第20条第1項中「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「第5条第3項」を「第5条第2項」に、「収集した」を「取得した」に改める。

第22条第1項及び第2項中「第5条第2項」を「第5条第1項」に改める。

（松原市民体育館条例の一部改正）

18 松原市民体育館条例（昭和56年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項及び第6項中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改める。

第18条第3号中「第4条第3項」を「第4条第2項」に改める。

第19条第1項中「第4条第3項」を「第4条第2項」に、「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理

者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「第4条第3項」を「第4条第2項」に、「収集した」を「取得した」に改める。

第21条中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改める。

第22条第1項及び第2項中「第4条第2項」を「第4条第1項」に改める。

（松原市少年自然の家条例の一部改正）

19 松原市少年自然の家条例（昭和62年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得した」に改める。

（松原市文化会館条例の一部改正）

20 松原市文化会館条例（昭和52年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得した」に改める。

（松原市民ふるさとぴあプラザ条例の一部改正）

21 松原市民ふるさとぴあプラザ条例（平成5年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得した」に改める。

第10条第4項中「特別に」を「、特別に」に改める。

第17条中「転貸し」を「転貸」に改める。

(松原情報文化アメニティセンター条例の一部改正)

- 2 2 松原情報文化アメニティセンター条例（平成5年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得した」に改める。

第12条第4号中「使用者」を「利用者」に改める。

第16条中「転貸し」を「転貸」に改める。

(松原市田井城今池総合駐車場条例の一部改正)

- 2 3 松原市田井城今池総合駐車場条例（平成15年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「収集した」を「取得した」に改める。

(松原市コミュニティセンター条例の一部改正)

- 2 4 松原市コミュニティセンター条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得した」に改める。

(松原市都市公園条例の一部改正)

- 2 5 松原市都市公園条例（昭和58年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「収集した」を「取得した」に改める。

（松原市スポーツパークまつばら条例の一部改正）

- 26 松原市スポーツパークまつばら条例（平成26年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「収集した」を「取得した」に改める。

（松原市スケボーパークまつばら条例の一部改正）

- 27 松原市スケボーパークまつばら条例（令和4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第24条第1項中「松原市個人情報保護条例（平成11年条例第22号）第2条第3号に規定する文書等」を「当該業務実施において指定管理者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつて認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、当該指定管理者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているもの」に、「松原市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項中「第1項」を削り、「収集した」を「取得した」に改める。

議案第19号

松原市犯罪被害者等支援条例制定について

松原市犯罪被害者等支援条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 関係機関等 国、大阪府その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等の被害の状況、生活への影響その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われるものとする。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等の支援に関する個人情報の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、本市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 本市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を図るものとする。

2 本市は、前項に定める支援を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

(死亡弔慰金の支給)

第7条 本市は、犯罪被害者及びその遺族が受けた被害による経済的負担の軽減

を図るため、別に条例で定めるところにより、犯罪被害者の遺族に対し死亡弔慰金の支給を行うものとする。

(住居の提供等)

第8条 本市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(広報及び啓発)

第9条 本市は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穩への配慮並びに犯罪被害者等の支援の重要性及び必要性について市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第10条 次に掲げる場合には、本市は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合

(施行の細目)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第20号

松原市財政調整基金条例の一部を改正する条例制定について

松原市財政調整基金条例（平成7年条例第15号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市財政調整基金条例の一部を改正する条例

松原市財政調整基金条例（平成7年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号

松原市まち・ひと・しごと創生基金条例制定について

松原市まち・ひと・しごと創生基金条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市まち・ひと・しごと創生基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（以下「事業」という。）の実施に必要な費用に充てるため、松原市まち・ひと・しごと創生基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、事業に関連して法人から受けた寄附金の額の全部又は一部とし、毎年度の一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、市長が必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算に定めるところにより、事業の費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 2 号

松原市手数料条例の一部を改正する条例制定について

松原市手数料条例（昭和 3 9 年条例第 1 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 2 7 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市手数料条例の一部を改正する条例

松原市手数料条例（昭和39年条例第14号）の一部を次のように改正する。
第2条第29号中「犬の登録」の次に「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7第2項の規定により犬の登録の申請があつたものとみなされる場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第23号

ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第14号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（昭和55年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後のひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第24号

松原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例制定について

松原市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第48号）の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

松原市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第25号

子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

子どもの医療費の助成に関する条例（平成11年条例第7号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

子どもの医療費の助成に関する条例（平成11年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第2項第1号中「保護を受けている者」を「被保護者（その保護を停止されている者を除く。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の子どもの医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1号の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。
- 3 新条例第3条第2項第1号の規定は、この条例の施行の日以後に行われた療養に係る医療費について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 4 新条例第2条第1号の規定により新たに対象者となる者に係る医療証の申請その他新条例の施行に関し必要な行為は、第1項ただし書に規定する改正規定の日前においても行うことができる。

議案第 26 号

松原市敬老祝金条例の一部を改正する条例制定について

松原市敬老祝金条例（昭和 32 年条例第 4 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市敬老祝金条例の一部を改正する条例

松原市敬老祝金条例（昭和32年条例第4号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

松原市敬老祝品条例

第2条中「敬老祝金」を「敬老祝品」に改め、「（以下「受給資格者」という。）」を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

（敬老祝品の内容）

第3条 敬老祝品は、市長が定める松原市の特産品により贈与するものとし、その相当額は次の各号に掲げる年齢の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

（1） 77歳 5,000円相当

（2） 88歳、99歳又は100歳以上 10,000円相当

（贈与の申込み等）

第4条 市長は、第2条に規定する者に対し、市長が定めるところにより、敬老祝品の贈与の申込みを行う。

2 前項の申込みを受けた者のうち、市長による敬老祝品の贈与を希望するものは、市長が定めるところにより、その意思を表示しなければならない。

第5条中「敬老祝金は、毎年、9月に年額分を一時に」を「敬老祝品は、毎年9月に」に、「支給月」を「贈与月」に改める。

第6条の見出し中「受給資格」を「資格」に改め、同条中「受給資格者」を「第2条に規定する者」に改め、同条第3号中「敬老祝金」を「敬老祝品」に改める。

第7条中「敬老祝金」を「敬老祝品」に改める。

第8条の見出しを「（施行の細目）」に改め、同条中「規則で」を「市長が」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 27 号

重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 48 年条例第 40 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

重度障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項第1号中「被保護者」の次に「（その保護を停止されている者を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の重度障害者の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた療養に係る医療費について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費については、なお従前の例による。

議案第 28 号

松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

松原市国民健康保険条例（昭和 35 年条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 2 月 27 日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松原市国民健康保険条例（昭和35年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

議案第 29 号

松原市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

松原市営住宅条例（平成9年条例第9号）の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

松原市条例第 号

松原市営住宅条例の一部を改正する条例

松原市営住宅条例（平成9年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第2項中「から第3号まで」を「又は第2号」に改める。

第4条の2中「第4号」を「第3号」に改める。

第5条第1項中「第4号」を「第3号」に改め、同条第2項中「第4号まで」を「第3号まで」に改める。

第10条第2項中「第4条第1項第4号の保証人が連署した」を「、緊急時に連絡すべき者を指定し、同者が署名した」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、入居決定者のうち特別の事情があると認めるものについては、同項の緊急時に連絡すべき者の指定を要しないこととすることができる。

第14条に次の1項を加える。

4 市長は、公営住宅の入居者（公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）第8条で定める者に該当する者に限る。）が第16条第1項に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、施行令で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第15条第2項中「第2項」の次に「及び第4項」を加える。

第16条第2項中「（昭和26年建設省令第19号）」を削り、同条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の公営住宅法施行規則第9条で定める方法により把握した入居者の収入」を加える。

第21条第1項第2号中「し尿及び」を削り、同条第3号中「、給水施設及び汚水処理施設」を「及び給水施設」に改める。

第22条第1項中「第4項」を「第4項まで」に改め、同条第2項中「するとき」を「するときは」に改める。

第23条第1項中「第4条第1項第1号」を「第4条第4項及び第5項」に改める。

第41条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、入居者又は同居者の介護、生活支援等を行う者であって、市長が適当と認めるものについて、駐車場を使用させることができる。

第42条第1項中「前条各号の条件を具備する者で、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の松原市営住宅条例第4条及び第10条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた入居の申込みに係る入居者資格等について適用し、施行日前にされた入居の申込みに係る入居者資格等については、市長が認める場合を除き、なお従前の例による。

3 改正後の松原市営住宅条例第14条第4項（同条例第15条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に行う家賃の決定について適用し、施行日前に行う家賃の決定については、なお従前の例による。

4 改正後の松原市営住宅条例第41条第2項の規定は、施行日以後にされた使用の申込みに係る駐車場の使用について適用し、施行日前にされた使用の申込みに係る駐車場の使用については、なお従前の例による。

議案第30号

市道路線の認定及び廃止について

道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、市道路線を次のとおり
認定及び廃止する。

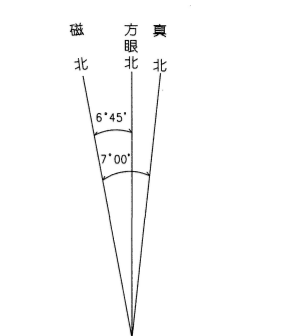
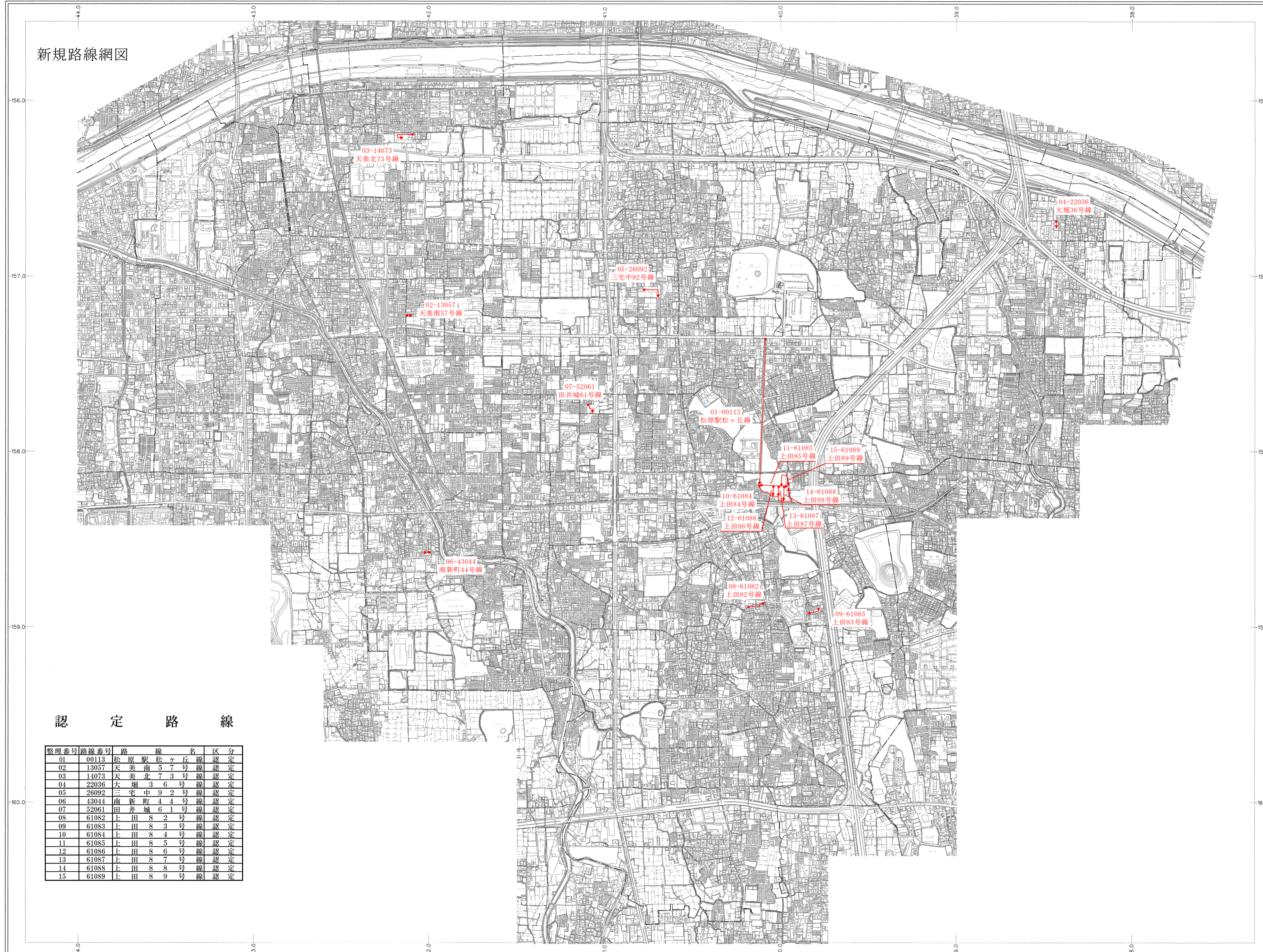
令和5年2月27日提出

松原市長 澤 井 宏 文

整理番号	路線番号	名称	起点地番	終点地番	認定廃止区分
1	113	松原駅松ヶ丘線	松ヶ丘3丁目854番1地先	上田2丁目334番21地先	認定
2	13057	天美南57号線	天美南2丁目130番4地先	天美南2丁目130番7地先	認定
3	14073	天美北73号線	天美北1丁目433番24地先	天美北1丁目437番18地先	認定
4	22036	大堀36号線	大堀5丁目363番2地先	大堀5丁目363番3地先	認定
5	26092	三宅中92号線	三宅中2丁目80番17地先	三宅中2丁目75番8地先	認定
6	43044	南新町44号線	南新町2丁目199番10地先	南新町2丁目200番10地先	認定
7	52061	田井城61号線	田井城1丁目225番23地先	田井城1丁目225番13地先	認定
8	61082	上田82号線	上田7丁目103番22地先	上田7丁目103番27地先	認定
9	61083	上田83号線	上田8丁目16番33地先	上田8丁目16番10地先	認定
10	61084	上田84号線	上田2丁目334番29地先	上田2丁目334番62地先	認定
11	61085	上田85号線	上田2丁目334番21地先	上田2丁目334番18地先	認定
12	61086	上田86号線	上田2丁目334番76地先	上田2丁目334番71地先	認定
13	61087	上田87号線	上田2丁目334番32地先	上田2丁目334番61地先	認定
14	61088	上田88号線	上田2丁目334番62地先	上田2丁目334番92地先	認定
15	61089	上田89号線	上田2丁目334番42地先	上田2丁目334番18地先	認定

整理番号	路線番号	名称	起点地番	終点地番	認定廃止区分
1	113	松原駅松ヶ丘線	松ヶ丘3丁目854番1地先	松ヶ丘2丁目1332番地先	廃止
2	14073	天美北73号線	天美北1丁目433番15地先	天美北1丁目433番18地先	廃止

新規路線網図



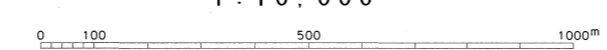
上図は単に方角北、真北、磁北相互の関係を表わし、角度の数値とは必ずしも一致しない。又この値は東経135°35'北緯34°35'における平成12年1月の測定値である。

記号

△37.2	三角点	△	門
#25.62	水準点	△	門
#42.3	水準点	△	門
#35.6	水準点	△	門
#25.73	水準点	△	門
-12.3	水準点	△	門
-15.8	水準点	△	門
△	水準点	△	門

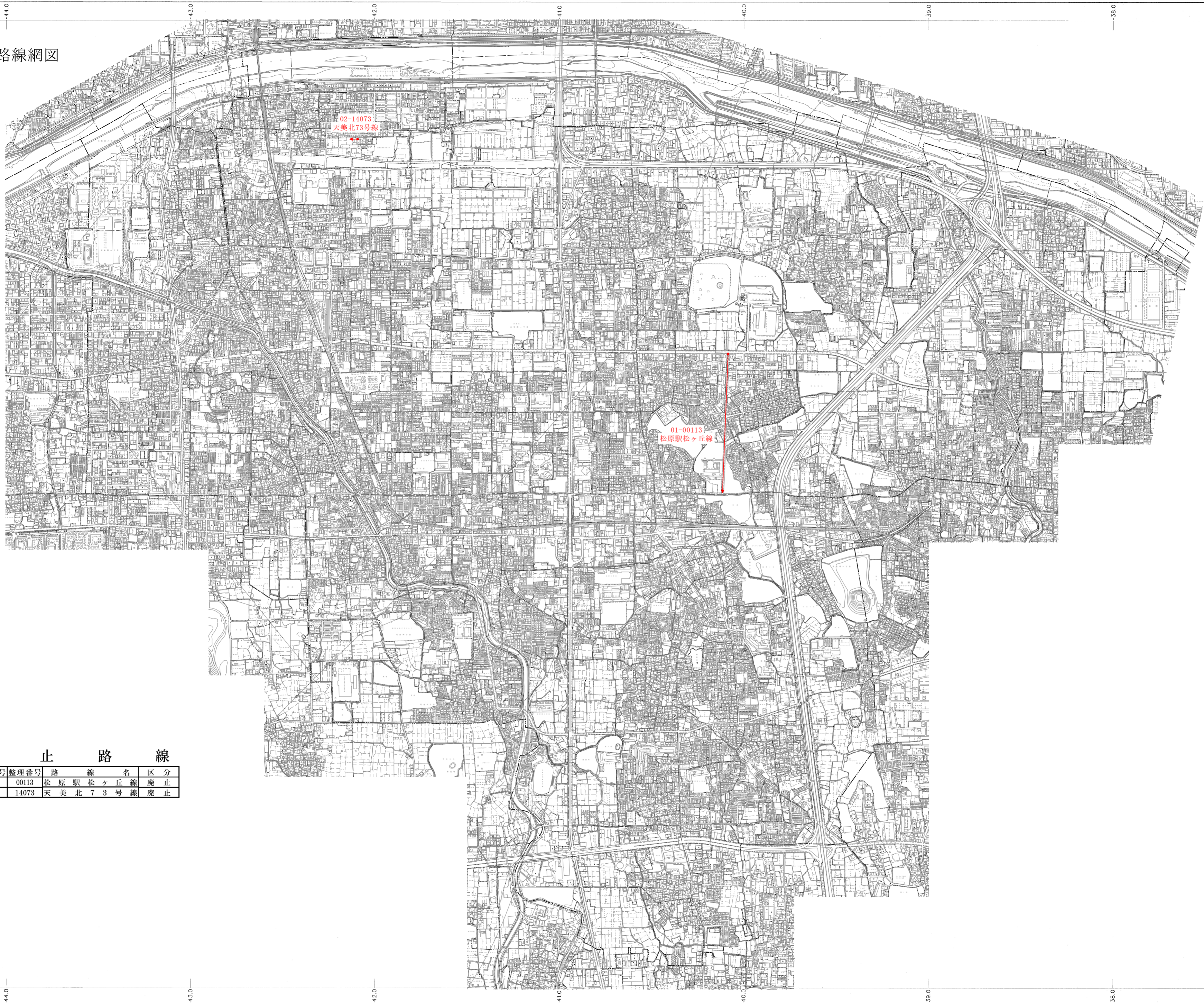
認定路線

整理番号	路線番号	路線名	区分
01	00113	松原駅松ヶ丘線	認定
02	13057	天美南57号線	認定
03	14073	天美北73号線	認定
04	22036	大堀36号線	認定
05	26092	三宅中92号線	認定
06	43044	南新町44号線	認定
07	52061	田井城61号線	認定
08	61082	上田82号線	認定
09	61083	上田83号線	認定
10	61084	上田84号線	認定
11	61085	上田85号線	認定
12	61086	上田86号線	認定
13	61087	上田87号線	認定
14	61088	上田88号線	認定
15	61089	上田89号線	認定



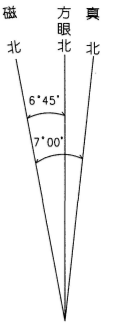
松原市全図

廃止路線網図



廃止路線

整理番号	整理番号	路線名	区分
01	00113	松原駅松ヶ丘線	廃止
02	14073	天美北73号線	廃止



上図は単に方角北、真北、磁北相互の関係を表わし、角度の数値とは必ずしも一致しない。又この値は東経135°35'北緯34°35'における平成12年1月の測定値である。

記号

(Note: This block contains a detailed legend for various map symbols such as buildings, roads, and elevation, which is partially illegible in the image.)

